

「亀の井ホテル」利用における注意点

当健康保険組合の被保険者及びそのご家族を対象に、宿泊施設等の割引利用提携を行っている「亀の井ホテル」について、「割引対象にならない場合」の項目に一部変更がございます。下記に当てはまる場合は割引対象となりませんのでご注意ください。

●割引対象にならない場合

- ①宿泊施設のご利用開始時に被保険者証を提示されなかった場合
- ②1泊2食（夕食及び朝食または昼食）未満の商品の利用
- ③6歳以下（小学生を除く）の利用
- ④指定施設が定めた繁忙期または特別日の利用
- ⑤指定施設が特に割引しないと定めた商品
- ⑥他の割引等の優待を受ける場合
- ⑦福利厚生企業が提供するサービス（各種優待、予約手配等）を受ける場合
- ⑧(株)マイステイズ・ホテル・マネジメント以外の他社（WEBを含む）を介して利用の予約をされた場合

追加 ⑨亀の井ホテル奥日光湯元、亀の井ホテル草津湯畑、亀の井ホテル別府
(2023年6月27日現在) ※旧かんぼの宿ブランド以外の亀の井ホテル

※宿泊等のご利用についての詳細は、各施設へご確認ください。

所在地・電話番号はホームページで検索してください。

<https://kamenoi-hotels.com>